

省エネ新エネ促進条例部会 開催要領

第1 目的

「エネルギー施策懇話会 開催要領（令和元年8月21日施行）」第5項に基づき、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成13年北海道条例第10号）」の進捗状況の点検に関する事項について検討するため、「省エネ新エネ促進条例部会」（以下「部会」という。）を開催する。

第2 検討事項

部会では、以下の項目を検討する。

- (1) 「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」の進捗状況に関すること
- (2) その他、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」の進捗状況の検討のために必要な事項

第3 構成

部会の構成員は、別表に掲げる者で構成する。

第4 運営

- (1) 部会は、北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室参事が召集し主催する。
- (2) 部会には、部会長を置き、構成員の互選により、これを定める。
- (3) 部会長は、部会の議事進行を図る。部会長が不在の場合は、予め部会長が指名した委員がその職務を代行する。
- (4) 部会には、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第5 事務局

- (1) 部会の事務局は、北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室に置く。
- (2) 部会の庶務は、事務局において処理する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附則 この要領は、令和元年 8月21日から施行する。

別表

省エネ新エネ促進条例部会 構成員

所属	職名	氏名
(地独)北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 工業試験場	環境エネルギー部長	北口 敏弘
(一財)省エネルギーセンター	事務局長	梶浦 正淑
北海道経済連合会	理事 事務局長	菅原 光宏
(一社)北海道消費者協会	専務理事	矢島 収